

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	出雲市

出雲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 出雲市農林水産部森林政策課
所在地 出雲市今市町70
電話番号 0853-21-6279
FAX番号 0853-21-6592
メールアドレス shinrin@city.izumo.shimane.jp

目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	
(1) 被害の現状（令和7年度）	
(2) 被害の傾向	2
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	
(5) 今後の取組方針	4
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	5
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
(2) その他捕獲に関する取組	
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6
(4) 許可権限委譲事項	
4. 防護柵の設置等に関する事項	8
(1) 侵入防止柵の整備計画	
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	9
(1) 関係機関の役割	
(2) 緊急時の連絡体制	
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2) 処理加工施設の取組	
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	11
(1) 協議会に関する事項	
(2) 関係機関に関する事項	
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	12
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①ニホンジカ ②イノシシ ③ヌートリア ④アライグマ ⑤カラス ⑥サル ⑦ツキノワグマ ⑧タヌキ ⑨アナグマ ⑩テン ⑪スズメ ⑫ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県出雲市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値（金額 面積）
ニホンジカ	造林木	138千円 3.9 a
	野菜	37千円 20.1 a
	水稲	14千円 1.0 a
イノシシ	水稲	1,407千円 99.8 a
	そば	95千円 105.9 a
計		1,691千円 230.7 a

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ	主に山陰北山山系に生息し、造林木への剥皮害、野菜等への食害を中心に被害が発生している。被害額は減少傾向にある。 市南部地域では中国山地からのシカ進出に伴う被害が拡大傾向にあることに加え、斐伊川下流では、河川敷内に生息するシカに起因する交通事故が周辺地域で発生している。
②イノシシ	水稲を中心とした食害や耕作地の掘り起こし等の被害が発生している。 令和6年度以降に発生した豚熱の影響で、捕獲数が減少傾向にある。
③ヌートリア	斐伊川・神戸川水系の下流域及び神西湖周辺を中心に市内全域で生息し、被害が発生している。
④アライグマ	市内各所で目撃情報が寄せられ、農作物被害が発生している。
⑤カラス	市内全域に生息し、農作物被害が発生している。
⑥サル	多伎・湖陵地域では30頭前後の群れが確認されており、農作物被害や住宅地での出没事案が発生している。 また、市内全域で離れサルによる農作物被害が急増している。
⑦ツキノワグマ	県においては、近年、生息域が市南部山間地域から人里周辺域へ拡大していると推定されている。人的被害はなく、農産物被害は軽微である。
⑧タヌキ	市内全域に生息し、果樹や野菜の農作物被害が発生している。
⑨アナグマ	同上。
⑩テン	市内全域の住宅の屋根裏等に侵入し糞尿による生活環境被害が発生している。
⑪スズメ	市内全域に生息し、水稲への被害が発生している。
⑫ハクビシン	市内各所で目撃情報が寄せられ、農作物被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額 被害面積	1,691千円 231a	1,691千円 231a (現状値・過去最低値)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>出雲市有害鳥獣捕獲班を組織し、捕獲活動を行っている。</p> <p>基本的には、埋設処理を行っているが、イノシシ及びシカについては、ジビエ施設への搬入及び自家消費を行っている。</p> <p>また、捕獲班への加入を促進するため、狩猟免許取得にかかる経費の助成制度を設けている。</p>	<p>捕獲班員の高齢化により、捕獲に従事する担い手不足が懸念されるため、捕獲員の確保と技能の向上・継承など、将来を見越した対策が必要である。</p> <p>捕獲後の個体処理について、埋設の負担軽減や鳥獣保護管理法等の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>ツキノワグマ緊急銃猟の体制整備として、将来的な実施隊への移行を見据え、従来捕獲班とは別に特別捕獲班を設置する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣からの農林作物被害を防止及び軽減するために、農家等が個人または共同で設置する侵入防止柵等に対する助成を市単独事業で行っている。</p>	<p>広範囲に農地を囲う防護柵の設置が効果的であるため、一層推進する必要がある。</p> <p>侵入防止柵の設置者に対しては、防護柵の効果が継続的に発揮できるように、適切な維持管理について、指導や助言が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>佐田地域において、クマの被害防止対策として放任果樹の除去、イノシシ対策として藪の刈り払い等の取組に支援を行っている。</p>	<p>生息環境管理は大規模かつ広範囲に及ぶため、実施場所及び方策を慎重に選定するとともに、地域の協力体制を構築しなければならない。</p>

(5) 今後の取組方針

全対象鳥獣	<p>有害鳥獣対策は、捕獲と被害防止を主な柱として推進する。捕獲については、出雲市有害鳥獣捕獲班が実施し、被害防止については、侵入防止柵や電気牧柵、防鳥網等の設置に対する支援を行う。</p> <p>又、有効かつ効果的なICT機器等の導入・活用を推進し、被害防止対策の省力化及び効率化を図ることとする。</p> <p>さらに、新たな取組の検討を進め、捕獲体制の強化及び被害防止対策の充実を進め、農業被害の防止及び軽減に努めるものとする。</p>
①ニホンジカ	<p>県の第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき対応する。</p> <p>湖北山地については、捕獲の強化に努め、非生息区域とすることを目標とする。</p> <p>市南部地域については、中国山地方面からのシカの進出を注視し、隣接市町と情報を共有しながら、必要な対策を講じるものとする。</p>
②イノシシ	<p>県の第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に基づき対応する。</p> <p>被害の防止及び軽減に向け、国の報償金制度を活用するなど捕獲圧を高めるとともに、農家等の自主的な取り組みが進むよう、侵入防止柵等資材への助成を行い、施設の設置を推進する。</p>
③ヌートリア	<p>被害の防止及び軽減に向け、国の報奨金制度を活用するなど捕獲圧を高める。</p>
④アライグマ	<p>近年の捕獲は1頭程度で推移しているが、目撃の情報があることから、情報収集、捕獲の強化に努める。</p>
⑤カラス	<p>近年、カラス被害が増加していることから、捕獲檻の設置を拡充し、捕獲を強化することで被害の軽減を図る。</p>
⑥サル	<p>地域ぐるみの追い払いを基本とし、農作物及び放任果樹の適正管理を徹底するとともに、GPS調査結果に基づき大型檻を設置するなど、捕獲対策を行うものとする。</p>
⑦ツキノワグマ	<p>県の第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づき対応する。</p> <p>出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対応計画に基づき、出没時に必要な対策を講じるものとする。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害状況に基づき、出雲市有害鳥獣捕獲班により捕獲を実施する。
併せて、市が実施している狩猟免許取得助成制度を広く周知し、捕獲の担い手確保に努めることで、体制の強化を図っていく。
○出雲市有害鳥獣捕獲班：25班

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度 ～ 令和 10年度	全対象鳥獣	捕獲体制の充実を図るため、狩猟免許取得後に出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。 狩猟免許所持者に対し、有害鳥獣捕獲活動への参加を案内する。 被害の多いイノシシについて、捕獲数を確保するため、捕獲班へ、捕獲檻の貸与を引き続き行う。 捕獲技術及び捕獲班の事務作業等の効率化を図るため、ICT技術の導入を検討する。 宅内の有害鳥獣捕獲について、住民等からの相談対応や現地指導を行い、小型鳥獣は一定の条件のもと、許可捕獲により、住民等が捕獲できるよう周知する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①ニホンジカ ②イノシシ ③ヌートリア ④アライグマ ⑤カラス ⑥サル ⑧タヌキ ⑨アナグマ ⑩テン ⑪スズメ ⑫ハクビシン	①～⑤：捕獲圧を高めるため、近年の捕獲実績を超える計画数とする。 ⑥：サルの群れを令和10年度に全頭捕獲する計画とする。 ⑧～⑫：直近3カ年の捕獲実績平均と同程度とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位：頭、羽）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①ニホンジカ (出雲北山山地以外)	700	700	700
②イノシシ	1,900	1,900	1,900
③ヌートリア	1,000	1,000	1,000
④アライグマ	10	10	10
⑤カラス	1,200	1,200	1,200
⑥サル	10	10	40
⑧タヌキ	200	200	200
⑨アナグマ	300	300	300
⑩テン	60	60	60
⑪スズメ	400	400	400
⑫ハクビシン	20	20	20

捕獲等の取組内容	
①ニホンジカ	銃器及びわなにより、通年、有害捕獲及び狩猟により、市内全域で捕獲を行う。
②イノシシ	同上。
③ヌートリア	同上。
④アライグマ	同上。
⑤カラス	銃器、わな及びあみにより、通年、有害捕獲及び狩猟により、市内全域で捕獲を行う。
⑥サル	ハナレザル：銃器及びわなにより、通年、有害捕獲により、市内全域で捕獲を行う。 群れ：令和8年度にGPS調査及び捕獲場所の決定、令和9年度に大型捕獲檻の設置及び捕獲開始、令和10年度に全頭捕獲の完了を目指し、多伎及び湖陵地域において捕獲を行う。
⑦ツキノワグマ	(該当なし)
⑧タヌキ	銃器及びわなにより、通年、有害捕獲及び狩猟により、市内全域で捕獲を行う。
⑨アナグマ	同上。
⑩テン	同上。
⑪スズメ	同上。
⑫ハクビシン	同上。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ緊急銃猟の実施、大型獣等の止めさし、有害鳥類の飛翔性対応及び巻き狩りには銃器の使用が不可欠であることから、銃器による除去及び銃器による有害捕獲を行う必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	(該当なし)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ (出雲北山山地以外)	防護ネット 1 km 電気柵 2 km	防護ネット 1 km 電気柵 2 km	防護ネット 1 km 電気柵 2 km
イノシシ	ワイヤーメッシュ 5 km 電気柵 1.5 km	ワイヤーメッシュ 5 km 電気柵 1.5 km	ワイヤーメッシュ 5 km 電気柵 1.5 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全対象鳥獣	<p>設置者により行われている侵入防止柵は、適切な設置と維持管理が必要である。劣化（耐用年数を経過したものや、湿気等で著しく機能が低下し効果が得られないもの）が認められた資材については、市の補助金で新設や更新（現地確認が必要）が可能である。</p> <p>市民から鳥獣被害の現地での相談要請があった場合は、現場に出向き、県の鳥獣専門指導員に協力を仰ぎながら、市や島根県中山間地域研究センター作成のチラシを利用しつつ、適切かつ有効な設置を助言していく。</p> <p>また、新たに電気柵の電圧監視機器（電圧確認の省力化・スマート化の管理ツール）を補助対象施設に追加することも含めて、市の広報やホームページ、JAの広報を通じて、その周知に取組む。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

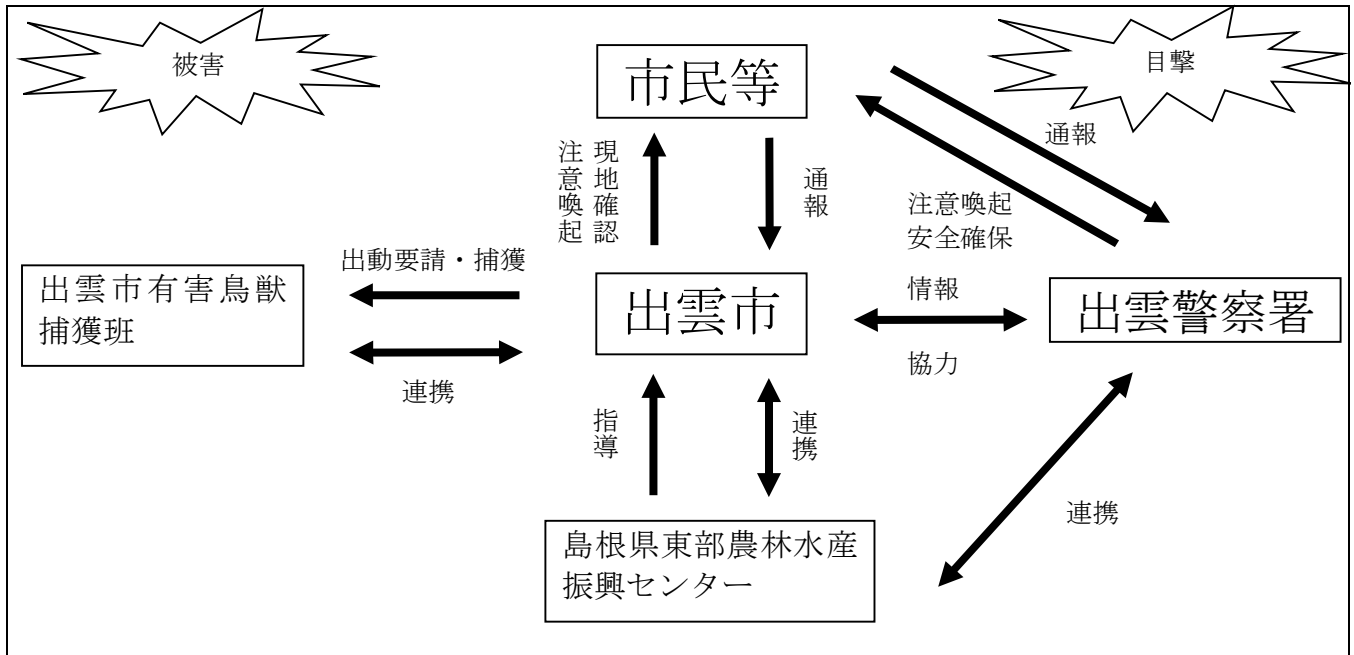
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	クマ	地域要望を取りまとめ、被害防止対策に効果的な場所を選定し、放任果樹除去等の生息環境管理を計画的に実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
出雲市	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策及び捕獲対策の実施等(ツキノワグマ緊急銃猟の実施)
出雲警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保等
島根県東部農林水産振興センター 出雲事務所	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策及び捕獲対策の実施等
出雲市有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の捕獲
出雲市有害鳥獣特別捕獲班	ツキノワグマの捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣保護管理法に基づき適切な埋設処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	処理加工施設への搬入に関して、阻害要因を調査し、搬入数の増加策を検討する。						
ペットフード	R6年度 有害捕獲された鳥獣の処理状況						
	R6	シカ		イノシシ		総計	
		捕獲数	計対比	捕獲数	計対比	捕獲数	計対比
	加工所	118	12.5%	91	4.8%	209	7.4%
	自家	84	8.9%	300	15.9%	384	13.6%
	埋設	691	73.0%	1,368	72.6%	2,059	72.7%
	不明	54	5.7%	126	6.7%	180	6.4%
	計	947	100.0%	1,885	100.0%	2,832	100.0%
皮革	市内での利用状況を調査し、今後の目標を検討する。						
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)							

(2) 処理加工施設の取組

個体搬入の増加を図るため、受け入れ条件等について、市内捕獲班へ周知する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉処理業者へ、国や県が開催する衛生的な処理・解体技術及び経営ノウハウの習得を図る研修等の情報提供を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	出雲市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合	対策の普及啓発、支援、被害状況の把握
出雲地区森林組合	対策の普及啓発、支援、被害状況の把握
出雲広域農業共済組合	営農活動における被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言
出雲市猟友会	狩猟による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
出雲市有害鳥獣捕獲班	許可捕獲による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の助言
ジビエ等利活用関係者	ジビエの利活用の取組みに関する助言
被害地区住民	被害状況の情報提供
出雲市	協議会の事務運営、各機関との連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター 出雲事務所	国、県からの情報提供と、アドバイザーとしての助言、指導
出雲警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

ツキノワグマ緊急銃猟の体制整備のため設置する特別捕獲班については、将来的に実施隊への移行を見据え、取組を推進する必要がある。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

出雲市有害鳥獣特別捕獲班を設置し、ツキノワグマ緊急銃猟の安全かつ確実な実施に向け、射撃訓練等を通じて、射手の経験及び技術の向上を図る。

サルの群れが出没する地域において、サルの追い払い活動を行う団体の育成・確保を行い、地域ぐるみで行う被害防止対策の定着を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町、県、国、関係機関等と連携し、被害及び生息状況、被害防止に有効な手法や先進的な取組等について、情報収集及び提供を行う。

隣接市町境界付近のクマ出没について、事前に詳細な対応を定めることが困難なため、関係する隣接市町と協議の上、出没状況に応じて柔軟かつ臨機応変な対応を行う。

「広島広域都市圏産業振興研究会鳥獣対策部会」に参加し、広域的な被害防止対策等について、参加者間で幅広く意見交換や検討を行う。

出雲市猟友会・島根県猟友会と連携し、狩猟に興味・関心を持つ方の拡大に向けた広報・啓発活動を行い、担い手の裾野拡大と確保を図る。